

平成 25 年 4 月 25 日

兵 庫 県 警 察

尼崎市における被害者多数の殺人・死体遺棄事件に関する相談等への対応状況の調査結果等について

尼崎市における被害者多数の殺人・死体遺棄事件について、事件関係者等が過去に警察に対して甲女による暴行等を窺わせる内容の相談等をしていた旨の報道がなされたところ、より早い段階で本件事件の認知に至った可能性の有無という観点から、当時の兵庫県警察の対応状況について調査等を行った結果は次のとおり。

1 相談等の内容

事件関係者等から聴取を行った結果、①から⑦までの7事案について申立てがあったほか、警察署に保管されていた記録の確認や関係警察官からの聴取により、⑧から⑩までの3事案が明らかになった。

① A氏の知人による尼崎東警察署への通報

平成 10 年春、軟禁状態にあったA氏を助けてほしいと警察に通報した。警察官がA氏宅の玄関ドアを叩き、出てくるように説得したが、応答がなかった。

② B氏による甲子園警察署員に対する相談

平成 10 年6月から 12 月までの間に3回にわたり、甲女から支配されている状況を説明し、警察に間に入ってほしいと要望したが、いずれも身内同士の話として取り合ってもらえなかった。

③ C氏らに対する甲子園警察署員による職務質問

平成 10 年 10 月又は 11 月、C氏は共同生活先から実母を連れて逃げたが、付近の公園で甲女に見付かった。甲女に大声で怒鳴られていたところに警察官が来て、職務質問を受けた。甲女及びC氏らが身内の喧嘩^{けんか}であると説明したところ、警察官は引き上げた。

④ D氏による東灘警察署員に対する相談

平成 11 年 4 月、4 人の兄弟の家族が家も仕事も捨てて一緒に生活をしながら借金を返済していることを話し、甲女が怪しいので調べてほしいと要望したが、警察が介入することはできないと言われた。

⑤ B氏による西宮警察署員に対する申告

平成 12 年 1 月、甲女を首謀者とする自らも関与する窃盗事件を申し出た際甲女による窃盗事件共犯者等に対する暴行やA氏の不審死等を捜査員に申告した。

窃盗事件以外も事件化してくれると思ったがそうはならなかった。

⑥ E氏による尼崎東警察署員に対する相談

平成15年末又は16年1月～2月頃、放置駐車車両を引き取る際に、親族が無断で車に乗っていったことが窃盗にならないかと尋ねたが、警察官から「難しい。」と言われた。また、平成17年8月頃、「甲女らが押しかけ、家族がバラバラになった。元妻や娘の居所を調べてほしい。」と相談したが、教えてもらえなかった。

⑦ 事件被害者の友人による明石警察署員に対する相談

平成18年12月、F氏からの依頼で、職場の同僚と3人で免許更新センターに行ったところ、F氏の妹や家族がやって来た。F氏が無理矢理連れ去られると思い、明石警察署に行って相談したが、親族のもめ事であり、警察は介入できないと言われた。免許更新センターに戻る途中、交通違反取締中の警察官に対しても相談したが、同様の対応であった。

⑧ 尼崎東警察署員による乙女からの事情聴取

平成23年7月、別事件を捜査中の警察官が、乙女の額の傷の理由を尋ねたが、乙女は転倒による傷であるとの説明を繰り返した。乙女の姉からも事情聴取したが、乙女に対する暴行等の話はしなかった。

⑨ 事件関係者間の喧嘩についての尼崎東警察署への通報

平成23年7月、公園で親子喧嘩との通報を受け、警察官が臨場し、その場に居合わせた複数の男女に事情聴取を行った。そのうちの一人の女性の顔に痣^{あざ}があったため、当該女性に原因を尋ねたが、「数日前に階段から転んだ。」と答え、自ら車両に乗り込み、他の関係者とともに立ち去った。

⑩ 乙女の知人による尼崎東警察署への相談

平成23年9月、乙女やその子が虐待を受けているとの相談を受け、警察官が安否確認のために甲女宅に赴いた。甲女は警察官の質問に非協力的であったが、張込みにより発見した乙女の元夫を説得し、翌日、子2人に虐待の痕跡がないことを確認、引き続き乙女の所在確認作業を継続した。

2 調査結果等

(1) 事実関係の確認状況

上記10事案のうち、警察による調査の結果明らかになった⑧から⑩までの3事案については、記載のとおり的事実があったと認められた。しかし、その他の7事案については、保存期限の経過により関係記録が廃棄されている、事案に対応した警察官を特定することができない、対応した警察官が特定できた場合でも対応状況についての記憶が明確でないなどのため、事実関係の確認には至らず、

当時の状況は判然としなかった。

(2) 当時の対応状況に関する検討結果

上記(1)記載のとおり、①から⑦までの7事案については事実関係の確認には至らなかったものの、その後の捜査の過程で明らかになった事実や他の事件関係者の話などを総合的に考慮し、おおむね申し立てられた内容の事実があった可能性が高いと判断し、それを前提に当時の対応状況について検討を行った。

その結果、③、⑧及び⑨の各事案については、警察官の事情聴取等に対して事件関係者が甲女らから暴行等を受けた旨を申告しなかったことや、外見的に犯罪行為の形跡が認められなかった、又は何らかの傷があった場合でも、警察官の質問に対して当事者が犯罪被害に遭ったことを否定したという事情があり、これらの事案を事件認知の契機とすることは困難であったと認められた。また、⑩事案については、相談を受けた当初から、親族間において暴行等が行われていることを前提とした措置がとられており、当時の状況下で必要な対応が適切に行われていたと認められた。

残り6事案については、事件関係者の申立内容を前提にすれば、事件関係者からの相談等が本件事件を認知する契機となった可能性は否定できないことから、今後同種事案が発生した場合に犯罪行為の認知の機会を逃すことのないよう、特に次の3点について指導、教養を徹底する。

また、警察本部と警察署との連携の強化をする。

ア 親族間のトラブルに関する相談を受理した場合の、犯罪行為が背後に潜んでいる可能性を視野に入れた事情聴取等

①事案については、後刻再度臨場するなどして更に安否確認のための措置を継続することが、⑥事案については、家族がバラバラになったとの話の背後に暴行等の犯罪行為が存在する可能性を認めて、E氏からその経緯を聴取することが、それぞれ望ましかった。また、⑦事案については、F氏本人を含む関係者から事情聴取を行い、過去における暴行等の有無やF氏の真意のほか、関係者による連れ戻し後におけるF氏の安否等の確認を行うべきであったと考えられる。

親族間で暴行等が行われていても、一般に、相談者は、身内による犯罪行為について積極的に話をしないことが多いと考えられるため、親族間のトラブルに関する相談等を受理した場合には、その背後に犯罪行為が潜んでいる可能性を視野に入れ、トラブルの原因や背景事情を深く掘り下げて聴取するなどの対応をとる必要がある。その際、過去の犯罪行為等だけではなく、近い将来に相談者らの生命・身体の安全が脅かされる可能性も考慮した上で、事態対処能力

の向上を図る必要がある。

⑦事案に関しては、F氏が運転免許センターに来所していることを警察からF氏の妹に連絡したことが判明しているが、その際、警察の担当者はF氏から事前の承諾を得ていなかった可能性が高い。今後は、本人の意思等を十分考慮した上で適切な対応をとる必要がある。

イ 潜在化しがちな犯罪を察知するための同一相談者等に係る複数回の相談等の把握及び分析

②事案については、B氏は3回警察署を訪れて同様の相談を行い、また、④事案については、D氏が同様に甲女について相談を行っていたところ、これらの相談内容を相互に関連付けることができれば、対応した警察官が事案の重大性を認識することができたのではないかと考えられる。

現在では、各警察署において受理された相談や要望等については、警察総合相談管理システムに入力され、同一の相談者や関係者に係る過去の相談記録を検索できる体制が確立している。親族間の暴行等の潜在化しがちな犯罪を察知するために、本システムを積極的に活用して、関連事案の把握・分析を推進する必要がある。

ウ 共犯者間の暴行が疑われる場合の被害申告の意思や事実関係の確認、及び共犯者に対して首謀者の心理的支配が継続している可能性を意識した捜査

⑤事案については、B氏が、自らも関与する窃盗事件を申告し、その捜査の過程で甲女による窃盗事件共犯者等に対する暴行等について語ったものであり、当該状況からは、暴行等の被害申告の意思があったとみられるところ、その有無を明示的に確認した上で、事件化を視野に入れた対応をとる必要があったと考えられる。また、記録等からは判然としないが、窃盗事件の他の共犯者からB氏と同内容の供述がなかったとしても、それは、これらの者が首謀者である甲女の心理的な支配下にあったためと考えられる。

共犯被疑者間による犯罪行為について一方の当事者からなされた申告であっても、速やかに被害申告の意思や事実関係の確認などを行う必要がある。また、首謀者が他の共犯者を心理的に完全に支配している場合などは、共犯者から首謀者の暴行等について十分な供述が得られない可能性があることを意識した捜査を行う必要がある。